

賣渡し私製証書と質権登記済農地に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年壹月廿拾日

賣渡私製証書と質権登記済農地に関する質問主意書

- 一、自分の所在する町村、農家にて、自作地の外の農地を事実上買いたるも戦争中三町歩以上所有する場合登記が許されなかつたので私製証書にて事実上は買取り更に公式に質権の設定を登記済の農地が今回、農地法により一部農地委員の専断により買取人の所有と認められないが不当である、買取りを万人の認める農地を戦争中の軍閥内閣の専横により登記が出来なかつたので終戦後の民主憲法はこれを当然認めるべきであるが政府の所見を問う、これを認めるに買取人のものとすれば、保有農地がこの中に含まるのであるから明確なる答弁を求む。
- 右質問に対し速かなる答弁を要求する。